

令和3年度版

# 事業者支援ガイドブック



( 合戦場のしだれ桜 )

令和3年5月  
福島県二本松市

## 目 次

- 1 繁盛店づくり支援事業補助金・・・・・・・・・・・・・・・・ 1  
新商品開発、販路拡大、経営改善、集客力向上事業等に対する  
補助
- 2 事業所等人材育成補助金・・・・・・・・・・・・・・・・ 7  
人材育成のための研修費等に対する補助
- 3 創業支援空き店舗等活用事業補助金・・・・・・・・ 9  
創業者が空き店舗等で創業する際の費用に対する補助
- 4 創業者支援融資資金利子補給補助金・・・・・・・・ 12  
創業者が借り入れる融資の利子に対する補助
- 5 新型コロナウイルス感染症対策店舗等衛生環境改善  
事業補助金・・・・・・・・・・・・・・・・ 13  
新型コロナウイルス感染症対策として店舗等の衛生環境改善に取  
り組むための補助

## 事業者支援ガイドブックについて

本ガイドブックは、市内で事業を営む方やこれから事業を開始する方を支援する制度をまとめたものです。

### 【注意点】

- 掲載されている内容は、各施策の概要ですので、実際に活用する際は、あらかじめ下記【問い合わせ先】へご相談ください。
- 掲載されている内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 各概要や申請様式は、商工課窓口で配付または市ウェブサイトからもダウンロードができます。

URL: <http://www.city.nihonmatsu.lg.jp/page/dir000785.html>

### 【問い合わせ先】

二本松市役所 産業部 商工課 商工振興係

住所: 〒964-8601 福島県二本松市金色 403-1

TEL: 0243-55-5120 FAX: 0243-22-8533

Email: shokoshinko@city.nihonmatsu.lg.jp

## 令和3年度二本松市繁盛店づくり支援事業補助金

魅力ある店舗づくりに取り組む市内の中小企業者等が行う「新商品開発事業」「販路開拓事業」「経営改善事業」「集客力向上事業」に対し、その費用の一部を予算の範囲内で補助します。

### ■補助内容

項 目	内 容			
<b>補助対象者</b>	<p>中小企業者等が対象となります。</p> <p>【中小企業者等とは】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に主たる事業所を有する法人</li> <li>・市内に主たる事業所を有し、市の住民基本台帳に記録されている個人</li> <li>・上記を構成員とする任意団体等</li> </ul> <p>(要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二本松市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第5号までの規定に該当していないこと。</li> <li>・市税を完納していること。</li> <li>・関係法令に違反していないこと。</li> <li>・「補助対象経費」について他の補助金等を受けていないこと。</li> </ul>			
<b>注意事項</b>	<p>次の店舗は対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模小売店舗、道の駅の敷地内にある店舗</li> <li>・中小小売商業振興法第4条第5項に定める連鎖化事業に該当する店舗</li> <li>・風営法第2条第1項第1号から第5号の営業で、床面積の合計が100㎡を超える店舗</li> <li>・風営法第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業を営む店舗</li> </ul>			
<b>補助額等 ※1,000円 未満切捨</b>	補助対象事業 (※1)	補助対象経費	補助率	補 助 限度額
<b>補助額等 ※1,000円 未満切捨</b>	新商品開発事業	専門家謝金・旅費	1/2 以内	30万円
		研究開発費（原材料費、機械器具等借入費、備 品購入費（※2）、外注加工費等）		
	市内の地域資源を活用した自社の新商品 を開発する事業	市場調査費		
		商品ラベル・パッケージ等作成費		
		広告宣伝費		
	販路開拓事業	専門家謝金・旅費		
		市場調査費		
		展示会等出展費（※3）		
		商品ラベル・パッケージ等作成費		
	自社の製品等の情報を市内外へ発信する 事業	広告宣伝費		
ホームページ開設費				
ネットショップ開設費				
経営改善事業	専門家謝金・旅費、経営改善計画策定費、 モニタリング費			
自社の経営状況を改	※認定支援機関（※4）が実施するものに限る。			

	善する事業	経営改善セミナー等参加費		
	集客力向上事業	専門家謝金・旅費		
		市場調査費		
	店舗等の集客力を向上させる事業	店舗等改装費		
		備品購入費（※2）（店舗と一体となって機能するもの）		
補助対象事業の例	<p>※市内業者によって施工または購入するものに限る。ただし、市内業者によって施工または購入することが困難な場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 新商品開発事業 ※試作品作成に係る費用に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○菊をモチーフとした商品の開発及び商品開発に必要な備品購入</li> <li>○地域資源（桑の葉、桜等）を利用した加工品の開発</li> </ul> <p>(2) 販路開拓事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○展示会等の出展のための展示小間料、出展負担金、展示装飾料、備品使用料、運搬費、旅費</li> <li>○ホームページの開設・リニューアル（パソコン更新のための経費・ソフト等購入費、ドメイン維持費、サーバー維持費を除く。）</li> <li>○自社をPRするノベルティグッズの作成</li> <li>○既存商品パッケージのリニューアル（パッケージ作成数量は最小ロット数が対象）</li> <li>○商品パンフレット・チラシの作成（一過性のチラシを除く。）</li> <li>○プロモーション動画の作成</li> <li>×テレビ放送・新聞・ラジオへの広告費用のみの事業</li> </ul> <p>(3) 経営改善事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○経営改善計画の策定</li> <li>○経営改善セミナー等参加費、旅費</li> </ul> <p>(4) 集客力向上事業</p> <p>※店舗部分に限る。（店舗以外の部分を含む場合は床面積の割合等で審査する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○看板・オーニングの新設、改修</li> <li>○床・内壁・クロス・天井の張替、塗装</li> <li>○照明の刷新（既存照明の入替は除く。）</li> <li>○商品陳列棚（ショーケース）の新設、改修、交換</li> <li>○イス・テーブルの新設、交換</li> <li>○カーテン・ブラインド・襖の新設、交換</li> <li>×エアコン、換気扇の新設、交換</li> <li>×天井、床、壁等の断熱化</li> <li>×自動ドア、スロープ、手すりの新設、修繕</li> <li>×トイレ改修、洋式化</li> <li>×屋根の修繕、防水化</li> <li>×外壁の修繕、塗装</li> <li>×窓ガラス・サッシ・畳・シャッターの交換</li> <li>×業務用冷蔵庫、冷凍庫の新設、交換</li> <li>×給湯設備の新設、交換</li> <li>×給排水、衛生（換気を含む）設備の交換、設置</li> <li>×車庫、物置、倉庫、駐車場等に関する工事</li> <li>×屋外設備（門扉、塀、柵、垣根、植栽）に関する工事</li> </ul>			

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>×移動販売店舗、仮設店舗に関する工事</li><li>×浄化槽設備工事、公共下水道への配水管接続工事</li><li>×太陽光発電、再生可能エネルギー等の設備に関する工事</li><li>×誘導灯、非常灯、火災報知器等の消防設備に関する工事及び消防・防災用品の購入</li><li>×家庭用家電、パソコン、コピー機、FAX、レジ等の事務用機器の購入</li><li>×防犯用カメラ・ライトの購入</li></ul> |
|--|---|

## ■補助金手続きの流れ

### 申請 手続き

#### (1) 交付申請【申請者→市】

事業開始前に次の書類を作成し提出してください。

- 繁盛店づくり支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- 繁盛店づくり支援事業補助金交付申請に係る誓約書（第2号様式）
- 事業計画書（第3号様式）
- 収支予算書（第4号様式）
- 事業の内容と積算内容を確認できる書類（見積書の写し等）
- 定款、規則、会則その他申請者の概要が確認できる書類
- 振込先の口座番号等を確認できるもの（通帳の写し）

※該当する業種の場合は次の書類についても提出してください。

- 風俗営業許可証の写し

※集客力向上事業の場合は次の書類についても提出してください。

- 改装等を行う箇所の写真と図面等（施工前の店舗等の現状がわかるもの）
  - ・ 写真は改修等する箇所が容易に判別できるもの。
  - ・ 図面は店舗全体のもので改修等する箇所を図示すること。
- 店舗の所有者を特定できる書類（今年度の固定資産税納税通知書、固定資産税評価証明書、不動産登記事項証明書等）
- 店舗を賃借している場合は、賃貸借契約書の写しと所有者の同意書

#### (2) 交付決定通知【市→申請者】

交付決定の審査にあたり、必要に応じて現地調査を行います。

#### (3) 変更申請【申請者→市】

交付決定後に申請内容を変更する場合は事前に市へ連絡してください。

#### (4) 事業実施【申請者】

必ず補助金交付決定または変更交付決定を受けてから事業を開始してください。

#### (5) 実績報告【申請者→市】

すべての事業経費を支払ってから14日以内に次の書類を提出してください。

- 繁盛店づくり支援事業補助金実績報告書（第5号様式）
- 収支決算書（第6号様式）
- 事業の内容と積算内容を確認できる書類（請求書の写し等）
- 補助対象経費の領収書の写し
- 事業の実施状況が確認できる写真及び成果物等
- 開業を証明する書類の写し ※新たに商売を営もうとする方の場合

#### (6) 確定通知【市→申請者】

補助金確定の審査にあたり、必要に応じて現地調査を行います。

#### (7) 補助金交付請求【申請者→市】

- 補助金等交付請求書

#### (8) 補助金交付【市→申請者】

# 令和3年度二本松市繁盛店づくり支援事業補助金の申請等について

## ■申請方法

申請書と添付書類を作成し提出すること。

○申請書様式は、商工課窓口で配布または市のウェブサイトからもダウンロードできます。

## ■申請スケジュール

- (1) 募集期間 令和3年6月1日(火)～12月28日(火) 9:00～17:00 ※土日祝日を除く。  
※予算額に達した場合、募集を締め切る場合があります
- (2) 内容審査 内容を審査のうえ交付決定します
- (3) 交付決定通知 随時

○事業の採択にあたっては、内容を審査した上で決定します。  
○実施時期に関わらず、お早めにご申請ください。  
○必ず交付決定通知がお手元に届いてから、事業を開始してください。

## ■注意事項

- 同一の補助対象者につき年度内に1回まで申請が可能です。
- 事業の採択にあたっては、内容を審査した上で決定します。
- 必ず交付決定通知がお手元に届いてから、事業を開始してください。  
補助金の交付決定前に支出している経費は補助対象外です。
- 申請年度内(3月末日まで)に完了する事業が補助対象となります。(※1)  
複数年度にわたる事業は補助対象外です。
- 次の経費は補助対象経費から除きます。
  - ・補助対象経費全体の2分の1以上を占める備品購入費(※2)
  - ・事業で使用したものとして明確に区分できない経費
  - ・自らの店舗で商品となり得るもの
- 展示会等出展費について…(※3)  
市外で行われる、事業者の製品や技術力を紹介するための展示会、見本市、商談会を補助対象とします。物産展などの卸売を主たる目的とするものは補助対象外です。
- 経営革新等支援機関(認定支援機関)とは…(※4)  
中小企業・小規模事業者が安心して経営相談等が受けられるために、専門知識や実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。  
(例) 商工会、金融機関、税理士 など
- 新たに商売を営もうとする方の場合…(※1)  
(2)販路開拓事業および(4)集客力向上事業が対象となります。((4)集客力向上事業については、創業支援空き店舗等活用事業補助金と重複して利用することはできません。)
- 事業が採択となった場合…
  - ・事業実施後にアンケートに回答いただきます。
  - ・優良事例については、市ウェブサイト等で公表させていただきます。



### ■新商品開発、販路開拓事業等の相談窓口

福島県産業振興センターが設置する中小企業・小規模事業者のワンストップ相談窓口では、事業者がお困りのビジネスの課題に対し、専門的な助言や専門家の紹介等を行っています。**相談は無料**ですので、より効果的な事業を実施したい方はぜひこちらもご活用ください。

福島県よろず支援拠点（福島オフィス）

住所：〒960-8053 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま2階

TEL：024-525-4064 FAX：024-525-4065

相談受付時間：平日9：00～17：00

### ■問い合わせ・申し込み

二本松市役所 産業部 商工課 商工振興係

住所：〒964-8601 二本松市金色403-1

TEL：0243-55-5120 FAX：0243-22-8533

E-mail：shokoshinko@city.nihonmatsu.lg.jp

## 令和3年度二本松市事業所等人材育成補助金

市内事業所等における優秀な人材の育成・確保を推進するため、研修の受講等にかかる経費の一部を補助します。

### ■補助内容

項 目	内 容
補助対象者	<p><u>次のすべてに該当する事業所等（大企業を含む、事業を営む者又は団体すべて）が対象となります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に事務所または事業所を有していること</li> <li>・市内で事業を1年以上営んでいること</li> <li>・市税を完納していること</li> <li>・補助対象事業について、他の補助制度により補助金等の交付を受けていないこと</li> </ul> <p>※受講対象者には、採用予定者及びインターンシップ制度の利用者も含む</p>
補助対象事業	<p><u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までに行われる以下の研修等が対象となります。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 独立行政法人中小企業基盤整備機構中小企業大学の主催する各種研修</li> <li>② 公益財団法人福島県産業振興センターその他の公益法人の主催する各種研修</li> <li>③ 大学又は専門の研修機関が実施する各種研修</li> <li>④ 事業所等が自ら企画し、講師等を依頼して開催する研修</li> <li>⑤ 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める研修</li> </ol> <p>（補助対象外）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路交通法第84条に掲げるもののうち、自動車及び原動機付自転車の運転免許取得に係る教習等</li> </ul>
補助額 ※1,000円 未満切捨	<p><u>○上記「補助対象事業」における①から③および⑤の研修について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の受講に要する経費（受講料・テキスト代・旅費）の1/2以内の額</li> <li>・受講者1人につき限度額10万円</li> </ul> <p>※補助対象は、研修の種類にかかわらず申請年度中10人まで</p> <p>※小規模企業者の後継者または後継予定者が受講者の場合、補助額は経費の2/3以内、申請年度中1人まで</p> <p><u>○上記「補助対象事業」における④の研修について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修に要する経費（講師の依頼等にかかる経費・会場等の借上げにかかる経費・テキスト代・旅費）の1/2以内の額</li> <li>・限度額50万円</li> </ul> <p>※補助対象事業とできるのは、申請年度内1研修まで</p> <p><u>○同一の事業所等が受けることができる補助金の限度額は、年度内50万円まで</u></p>

**申請  
手続き**

(1) 交付申請【申請者→市】

事業開始前に次の書類を提出してください。

※事業開始後の申請は補助対象外となります。

- 二本松市事業所等人材育成補助金交付申請書（第1号様式）
- 研修の概要書
- 受講予定者名簿
- 研修に要する経費の計算書
- 研修の内容が分かる資料（募集要項、案内通知等）
- 納税証明書又は市税納付状況確認同意書
- 振込先の口座番号等を確認できるもの（通帳の写し）

(2) 交付決定通知【市→申請者】

(3) 変更申請【申請者→市】

交付決定後に申請内容を変更する場合は事前に市へ連絡してください。

(4) 研修等当日【申請者】

申請する事業所等が自ら企画する研修等の場合、受講者名簿の写しと実施状況写真が必要となりますので、ご準備ください。

(5) 実績報告【申請者→市】

事業完了後14日以内に次の書類を提出してください。

※事業開始前の申請内容と相違がある場合、補助金交付額が減額となる場合があります。

- 事業所等人材育成補助金事業実績報告書（第3号様式）
- 修了を証する書類の写し
- 研修に要した経費の領収書の写し
- 受講者名簿の写し（申請する事業所等が自ら企画する研修等の場合）
- 実施状況写真（申請する事業所等が自ら企画する研修等の場合）

(6) 確定通知【市→申請者】

(7) 補助金交付請求【申請者→市】

- 事業所等人材育成補助金交付請求書（第4号様式）

(8) 補助金交付【市→申請者】

■問い合わせ・申し込み

二本松市役所 産業部 商工課 商工振興係

住所：〒964-8601 二本松市金色403-1

TEL：0243-55-5120 FAX：0243-22-8533

E-mail：shokoshinko@city.nihonmatsu.lg.jp

## 令和3年度二本松市創業支援空き店舗等活用事業補助金

新たに事業を営もうとする者が市内の空き店舗等で創業する際の改修費及び賃借料等に対し、その費用の一部を予算の範囲内で補助します。

### ■補助内容

項 目	内 容
空き店舗 の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内にある過去に店舗、住宅、事務所、倉庫であった建物で1箇月以上利用されていないもの（集合住宅及び大規模小売店舗の敷地内にあるものを除く。）</li> <li>・ 建物または駐車場が道路に面していること。</li> </ul> <p>【集合住宅とは】                      アパート、マンション等の住宅用賃貸物件です。（同一の不動産会社等に管理された複数の戸建賃貸物件を含みます。）</p>
創業者 の定義	<p>市の住民基本台帳に記録されている者（当該年度内に市外から転入する予定の者を含む。）または市内に主たる事業所を有する法人で次のいずれかに該当する者が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業を営んでいない個人のうち、年度内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する者</li> <li>・ 事業を営んでいない個人のうち、新たに会社を設立し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有する者</li> <li>・ 会社のうち、自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立し、年度内に新たに事業を開始するための具体的な計画を有する者</li> </ul>
創業者 の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年度中に営業を開始すること。</li> <li>・ 事業に必要な資格や許認可等を取得している又は取得する見込みであること。</li> <li>・ 創業する地域の商店会および「二本松商工会議所」または「あだたら商工会」の会員となること。</li> <li>・ 創業後2年以上継続して営業を行うことが見込まれ、週4日以上営業を行うこと。</li> <li>・ 関係法令に違反していないこと。</li> <li>・ 二本松市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までの規定に該当していないこと。</li> <li>・ 市税を滞納していないこと。</li> <li>・ この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。</li> <li>・ 「補助対象経費」について他の補助金等を受けてないこと。</li> <li>・ 空き店舗等の所有者が創業者または創業者の3親等以内の親族でないこと。</li> <li>・ 過去に空き店舗等を営業していた者と創業者が同じでないこと。</li> <li>・ 市内に既にある店舗を移転することにより、移転前の店舗を空き店舗としないこと。</li> <li>・ 風営法第2条に規定する営業に該当していないこと。</li> <li>・ 中小小売商業振興法第4条第5項に規定する連鎖化事業に該当していないこと。</li> <li>・ 補助金の交付決定前に事業を開始していないこと。</li> </ul>

<p style="text-align: center;"><b>補助対象 経費</b></p>	<p>空き店舗等を活用して営業を開始する際に必要な次の費用を対象とします。</p> <p>①店舗等改修費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、サイン工事、電気照明等の設置工事等</li> <li>・建物と一体となって機能する設備の導入、備品の購入（商品陳列棚、店舗看板等で建物に固定されるもの等）</li> </ul> <p><u>【注意】市内業者を利用する改修または備品購入に限ります。</u></p> <p>②店舗等賃借料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃借店舗等の月額家賃（敷金、礼金等の諸経費を除く。）</li> <li>・空き店舗等が店舗併用住宅である場合の店舗等に係る賃借料は、店舗等及び住宅の面積に応じて賃借料を按分して算出します。</li> </ul> <p>③創業者住居賃借料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 3 年度内に市外から転入した者に係る住居の月額家賃（敷金、礼金等の諸経費を除く。）</li> </ul>			
<p style="text-align: center;"><b>補助額等 ※1,000 円 未満切捨</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>補助対象経費</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>補助対象期間</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>補助率</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>補 助 限度額</b></p>
	<p>①店舗等改修費</p>	<p>交付決定日から営業開始日まで</p>	<p>2/3 以内</p>	<p>200 万円</p>
	<p>②店舗等賃借料</p>	<p>営業開始日の属する月の翌月から 1 年間</p>	<p>2/3 以内</p>	<p>10 万円/月</p>
	<p>③創業者住居賃借料</p>	<p>営業開始日の属する月の翌月から 1 年間</p>	<p>2/3 以内</p>	<p>5 万円/月</p>
<p style="text-align: center;"><b>問い合 わせ先 ・ 相談先</b></p>	<p><b>二本松商工会議所（二本松地域で創業を希望される方）</b> 住所：〒964-8577 福島県二本松市本町 1-60-1 TEL：0243-23-3211 FAX：0243-23-6677</p> <p><b>あだたら商工会（安達・岩代・東和地域で創業を希望される方）</b> 住所：〒969-1404 福島県二本松市油井字背戸谷地 11-2 TEL：0243-23-5854 FAX：0243-22-4438</p>			
<p style="text-align: center;"><b>事務取扱</b></p>	<p><b>二本松市役所産業部商工課商工振興係</b> 住所：〒964-8601 福島県二本松市金色 403-1 TEL：0243-55-5120 FAX：0243-22-8533</p>			

申請の手続きについては、二本松商工会議所及びあだたら商工会を通して行います。

申請  
手続き

(1) 交付申請【創業者→会議所・商工会→市】

事業開始前に次の書類を提出してください。

- 創業支援空き店舗等活用事業補助金交付申請書（第1号様式）
- 事業計画書（第2号様式）
- 必要な資格及び許認可等を証明する書類の写し
- 店舗等の改修等を行う場合は、次に掲げる書類
  - ・改修等内容及び積算内容を確認できる書類（見積書の写し）
  - ・施工前の店舗等の内外部の現状がわかる写真
  - ・店舗等の所有者を特定できる書類（不動産登記事項証明書）
  - ・店舗等の所有者の同意書
- 店舗等の位置図及び平面図
- 空き店舗等の賃貸借契約書の写し
- 市外転入の場合は、創業者住居の賃貸借契約書の写し及び本人の住民票の写し
- 創業者に係る市税納付状況確認同意書

(2) 交付決定【市→会議所・商工会→創業者】

補助金決定の審査にあたり、必要に応じて現地調査を行います。

(3) 工事の着工等【創業者】

必ず補助金交付決定を受けてから事業を開始してください。

賃貸料については「営業を開始した日の翌月分」から補助対象となります。

(4) 実績報告【創業者→会議所・商工会→市】

事業経費を支払ってから14日以内に次の書類を提出してください。

①店舗等改修

- 創業支援空き店舗等活用事業補助金実績報告書（改修費）（第3号様式）
- 改修等内容及び積算内容を確認できる書類（請求書の写し等）
- 補修対象経費の領収書の写し
- 改修等完了写真（施工後の店舗等の内外部の現状がわかるもの）
- 必要な資格及び許認可等を証明する書類の写し
- 開業を証明する書類の写し
- 商店会及び会議所又は商工会の会員であることを証明する書類の写し

②店舗等貸借料及び創業者住居賃借料

- 創業支援空き店舗等活用事業補助金実績報告書（貸借料）（第4号様式）
- 貸借料の支払を証明する書類（領収書の写し等）

(5) 確定通知【市→会議所・商工会→創業者】

補助金確定の審査にあたり、必要に応じて現地調査を行います。

(6) 補助金交付請求【創業者→会議所・商工会→市】

(7) 補助金交付【市→会議所・商工会→創業者】

## 令和3年度二本松市創業者支援融資資金利子補給補助金

新たに市内で事業を営もうとする方が借り入れる資金の利子に対して、その費用相当額を補助します。  
なお、申請及び補助金交付については、二本松商工会議所または、あだたら商工会を通して行います。

### ■補助内容

項 目	内 容
補助対象 融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福島県起業家支援保証融資</li> <li>・ 株式会社日本政策金融公庫国民生活事業における創業向け融資</li> <li>・ 市内金融機関が実施する上記2つの融資条件に準ずる融資</li> </ul> <p>※対象融資の上限額は2,000万円です(これを上回る場合も2,000万円とみなします)。                  ※ただし、借換資金としての融資は、補助金の対象となりません。</p>
補助 対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象融資を受けた後速やかに創業する者、または、創業後1年以内に対象融資を受けている者</li> <li>・ 市内に本店や主たる事業所がある法人、または、個人で引き続き市内で事業を営む者</li> <li>・ 市税を滞納していないこと(市外在住の個人の場合は居住地の市町村税)。</li> </ul>
補助額	<p>対象融資において支払うこととなる1年間分の利子相当額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二本松市商業まちづくり基本構想に定める小売商業施設の誘導を図る地区内の場合 は2年間分</li> <li>・ 限度額は、融資額に係る利率の年2.0パーセントに相当する額</li> </ul>
申請 手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請手続きは、二本松商工会議所、あだたら商工会でご相談ください。 ※対象融資を受けた月の末日までに提出してください。</li> <li>■ 創業者支援融資資金利子補給補助金交付申請書(第1号様式)</li> <li>・ 交付決定し次第、二本松商工会議所、あだたら商工会を通して補助金を交付します。</li> </ul>
問い合 わせ先	<p><b>二本松商工会議所(二本松地域で創業を希望される方)</b>                  住所：〒964-8577 福島県二本松市本町1-60-1                  TEL：0243-23-3211 FAX：0243-23-6677</p> <p><b>あだたら商工会(安達・岩代・東和地域で創業を希望される方)</b>                  住所：〒969-1404 福島県二本松市油井字背戸谷地11-2                  TEL：0243-23-5854 FAX：0243-22-4438</p> <p><b>二本松市役所産業部商工課商工振興係</b>                  住所：〒964-8601 福島県二本松市金色403-1                  TEL：0243-55-5120 FAX：0243-22-8533</p>

## 令和3年度二本松市新型コロナウイルス感染症対策店舗等衛生環境改善事業補助金

新型コロナウイルス感染症拡大防止と市内経済の早期回復を図るため、市内に店舗等を有する中小企業者等が衛生環境の改善に取り組む事業等の費用に対し、その費用の一部を予算の範囲内で補助します。

### ■補助内容

項 目	内 容	
補助対象者	<p>次の要件を満たす市内中小企業者等が対象となります。</p> <p>【中小企業者等とは】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に主たる事業所を有する法人又は個人</li> <li>・上記を構成員とする任意団体等 (要件)</li> <li>・二本松市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までの規定に該当していないこと。</li> <li>・市税の滞納がないこと。</li> <li>・関係法令に違反していないこと。</li> <li>・対象となる補助対象経費について、市又は他補助制度により補助金等の交付を受けていないこと。</li> </ul>	
補助対象業種	<p>次の業種を営む店舗等が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小売業</li> <li>・宿泊業</li> <li>・飲食サービス業</li> <li>・生活関連サービス業（理容業、美容業及びクリーニング業等）</li> <li>・娯楽業</li> <li>・不動産取引業</li> <li>・療術業</li> </ul> <p>など、接客を伴う業種が対象となります。</p> <p>※ 業種に学習塾を追加します。(5/20 追加)</p> <p>ただし、次の店舗は対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風営法第2条第1項第1号から第5号の営業で、床面積の合計が100㎡を超える店舗</li> <li>・風営法第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業を営む店舗</li> </ul>	
補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
衛生環境改善事業	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県が策定している「<u>福島県飲食業等における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン</u>」のほか、国が業種別に定めたガイドラインに基づく感染拡大予防のための衛生環境を改善させるための事業</p> <p>◎飲食を提供する店舗にあつては県の「<u>ふくしま感染防止対策認定店</u>」制度における認定ステッカーを取得することを条件とします。</p> <p>なお、認定ステッカーの取得状況は実績報告書の提出時に確認するため、申請書提出時の条件としていたるものではありません。</p> <p>※ガイドラインは、下記のホームページ等で確認してください。</p> <p>【福島県飲食業等における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン（県HP）】  <a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/388220.pdf">https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/388220.pdf</a></p> <p>【業種別ガイドライン（内閣府HP）】  <a href="https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf">https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf</a></p>	
		<p>30万円以内 (定額) ※1,000円 未満切捨</p>



<b>適用期間</b>	<p>○令和3年4月1日以降、補助対象事業を行う場合に対象となります。</p> <p>令和3年3月31日以前に実施している補助対象事業は対象となりません。</p> <p>○<u>令和3年12月28日までに事業が完了</u>する経費のみ補助対象となります。</p>
-------------	---

<b>補助対象経費の例</b>	
<p>新型コロナウイルス感染症対策のためのガイドラインに沿って実施する衛生環境の設備の設置及び改修費等（事業の実施場所については、事業の用に供し、かつ来客により対応する場所とします。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○手洗い場の新設費及び改修費</li> <li>○パーティションの新設費、改修費及び備品購入費 （例：衝立、仕切り、手作りパーティション材料費）</li> <li>○呼び出しシステムの新設費、改修費及び備品購入費（例：呼び出しベルなど）</li> <li>○不特定多数の人が触れる場所を自動化する経費（例：自動ドアなど）</li> <li>○自動受付システムの設置費</li> <li>○セルフレジの設置費</li> <li>○商品陳列用ケースの新設費及び改修費（例：透明ガラスショーケース）</li> <li>○換気設備（例：換気扇、サーキュレーターなど）の新設費及び交換費、網戸設置費</li> <li>○冷暖房等空気調整設備の新設費及び交換費（建付けが必要となるものに限る。）</li> <li>○二酸化炭素測定器設置費</li> <li>○非接触式体温計の購入費</li> <li>○来客用のマスク、消毒液、除菌シート、衛生用手袋、ハンドソープ等の衛生消耗品費 （ただし、数量等過大であると認められる場合は、一部補助対象外とすることがあります。）</li> </ul> <p><b>【対象外の経費】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>×人件費</li> <li>×専門家謝金及び旅費</li> <li>×光熱水費及び燃料費</li> <li>×文房具など事務用品の消耗品費</li> <li>×名刺、求人広告、金券及び商品券に係る経費</li> <li>×行政手続きに係る経費</li> <li>×店舗以外の部分への新設費及び改修費</li> <li>×店舗における売り場部分以外への新設費及び改修費</li> <li>×パソコン、コピー機、プリンター、FAX、レジ等の事務用機器の購入費及び修繕費</li> <li>×LEDライトの購入費及び修繕費</li> <li>×パソコン更新のための経費、ソフト等購入費、ドメイン維持費及びサーバー維持費</li> </ul>	

## ■補助金手続きの流れ

### 申請 手続き

- (1) 交付申請【申請者→市】

次の書類を作成し提出してください。

※ 郵送での提出にご協力くださいますようお願いいたします。

  - 新型コロナウイルス感染症対策店舗等衛生環境改善事業補助金交付申請書（第 1 号様式）
  - 事業計画書（第 2 号様式）
  - 収支予算書（第 3 号様式）
  - 事業の内容及び積算内容を確認できる書類（見積書の写し、図面、カタログ等）
  - 市税納税確認同意書又は納税証明書（課税がない者にあつては、課税証明書）
  - 風俗営業許可証の写し ※該当する業種の場合
  - 構成員の名簿（申請者が団体の場合に限る。）
  - 振込先の口座番号等を確認できるもの（通帳の写し）
- (2) 交付決定通知【市→申請者】

交付決定の審査にあたり、必要に応じて現地調査を行います。
- (3) 変更申請【申請者→市】

交付決定後に申請内容を変更する場合は変更申請が必要になります。なお、変更申請をした場合であっても、最初に交付決定を受けた額が補助金の限度額となります。
- (4) 事業実施【申請者】
- (5) 実績報告【申請者→市】

補助対象事業が完了した日から 14 日以内に次の書類を提出してください。

  - 新型コロナウイルス感染症対策店舗等衛生環境改善事業補助金実績報告書（第 9 号様式）
  - 収支決算書（第 10 号様式）
  - 事業の内容と積算内容を確認できる書類（請求書の写し等）
  - 補助対象経費の領収書の写し
  - 事業の実施状況が確認できる写真及び成果物等
  - 飲食を提供する店舗にあつては、ふくしま感染防止対策認定店制度において認定後に交付された認定ステッカーが店舗に掲示された写真
- (6) 確定通知【市→申請者】

補助金確定の審査にあたり、必要に応じて現地調査を行います。
- (7) 補助金交付請求【申請者→市】
  - 補助金等交付請求書
- (8) 補助金交付【市→申請者】

# 令和3年度二本松市新型コロナウイルス感染症対策 店舗等衛生環境改善事業補助金の申請等について

## ■申請方法

申請書と添付書類を作成し提出すること。

○申請書様式は、商工課窓口、各支所窓口で配布または市のウェブサイトからもダウンロードできます。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、窓口での面会を必要最低限にさせていただいております。郵送での提出にご協力くださいますようお願いいたします。

## ■申請スケジュール

- (1) 募集期間 令和3年5月6日（木）～令和3年7月30日（金）
- (2) 提出方法 商工課へ郵送による提出
- (3) 内容審査 随時
- (4) 交付決定通知 随時

## ■注意事項

○1事業者につき年度内に1回のみ申請が可能です。

○事業の採択にあたっては、内容を審査した上で決定します。

○補助対象経費と明確に区分できない経費は、補助対象となりません。

○備品及び消耗品について、過大なものについては、審査の結果、補助対象外とすることがあります。

また、備品の場合は、申請書にカタログ（写し可）を必ず添付してください。

○市内業者によって施工または購入するものに限ります。ただし、市内業者によって施工または購入することが困難な場合はこの限りではありません。※収支予算書へその旨記入してください。

○本補助金については、課税対象となります。所得申告の際は、必ず事業所得（雑収入）として算入してください。

## ■問い合わせ・申し込み

二本松市役所 産業部 商工課 商工振興係

住所：〒964-8601 二本松市金色 403-1

TEL：0243-55-5120 FAX：0243-22-8533

E-mail：shokoshinko@city.nihonmatsu.lg.jp